

公益財団法人長崎県産業振興財団 企業インストラクター派遣事業実施要綱

(事業の目的)

第1条 本事業は、創業や経営の向上を図る中小企業者等が抱える様々な問題（経営、技術、人材、情報化等）に対して大企業・先進企業等において蓄積された技術・ノウハウ等に経験豊富な財団登録の専門家（以下、企業インストラクターという。）を派遣し、適切な相談・助言を行うことにより中小企業者等の技術力の向上及び経営面を含めた全般的なレベルアップを図ることを目的とする。

(対象事業者)

第2条 本事業の対象となる事業者は、県内に事業所を有する事業者又は県内で創業を予定する者であり、次の要件に該当するものとする。

- (1) 派遣申請に基づき、経営的・技術的助言及び支援が必要と認められるものであること。
- (2) 地方自治体及び中小企業支援機関等による派遣要請等で、支援が必要と認められるものであること。

(企業インストラクターの派遣申請)

第3条 企業インストラクターの派遣を希望する者は、公益財団法人長崎県産業振興財団（以下「財団」という。）に企業インストラクター派遣申請書（様式第1号）を提出しなければならない。派遣申請は同一年度において1回に限るものとし、原則として、前年度と同一の申請内容での申請はおこなえないものとする。

(派遣回数)

第4条 支援企業に対する企業インストラクター派遣回数は、同一年度において3回以内とする。

(事前調査の実施)

第5条 財団は、企業インストラクター派遣申請書の提出があったとき、派遣申請者に対して事前調査を行うこととし、その結果は企業インストラクター派遣事前調査票（様式第2号）として報告することとする。

(派遣の決定)

第6条 財団は前条における事前調査の内容を審査し、派遣を決定するものとする。審査では、以下の点を考慮するものとする。

- (1) 先進的な取り組みを行っている事業、または成長性が見込まれる事業であること
- (2) 県外への事業展開が予定されていること

(企業インストラクターの派遣)

第7条 財団は、企業インストラクターの派遣にあたっては、別に定める公益財団法人長崎県産業振興財団企業インストラクター登録要領により登録された企業インストラクターを財団が選定し選定し派遣する。派遣は、原則として、同一のインストラクターでおこなうものとする。また、派遣を希望する者が企業インストラクターを指名することはできない。

(決定事項の変更及び中止)

第8条 支援企業は、企業インストラクターの決定を受けた内容に、変更又は中止の必要が生じた場合は、直ちに財団に対し報告、相談しなければならない。

2 前項の場合、相談を受けた財団は、支援企業等に必要な指示を出し、適切に処理するものとする。

(企業インストラクターの業務報告)

第9条 企業インストラクターは、初回の派遣終了後、企業インストラクター支援計画書(様式第3号)を財団に提出するものとする。

2 企業インストラクターは、各回の派遣の都度、速やかに企業インストラクター派遣報告書(様式第4号)を財団に提出するものとする。

(支援企業からの報告)

第10条 支援企業は、一連の派遣終了後、企業インストラクター派遣結果回答書(様式第5号)により財団に報告するものとする。

(機密保持)

第11条 企業インストラクターは、派遣を引き受けることにより知り得た支援企業の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用しないものとする。

(謝金等)

第12条 企業インストラクターの謝金単価は、1回17,400円とし、旅費は公益財団法人長崎県産業振興財団の職員等の旅費に関する規程に準じて支給するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関して必要な事項は財団が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成16年度の事業から実施する。

この要綱は、平成18年度の事業から実施する。

この要綱は、平成22年度の事業から実施する。

この要綱は、平成24年度の事業から実施する。

この要綱は、平成25年度の事業から実施する。

この要綱は、平成26年4月21日から実施する。

この要綱は、平成27年10月13日から実施する。

この要綱は、平成29年7月12日から実施する。

この要綱は、平成30年11月19日から実施する。

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。